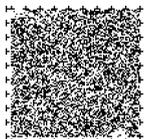
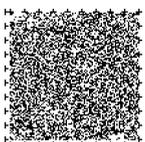




# 計画の概要





## 1 / 計画策定の背景

介護保険制度の創設以来、本市は、「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を基本理念として、介護保険や高齢者福祉の施策を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運営に努めてきました。

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年の国勢調査では高齢化率は26.6%となっています。本市でも、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えた以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化が更に進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者を取り巻く様々な問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。

こうした状況やこれまでの市の介護保険事業の動向、国や都の動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けて福生市の地域の実情に合った施策を総合的に推進するため、新たに「福生市介護保険事業計画（第7期）」を策定します。

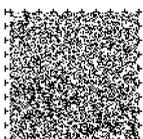
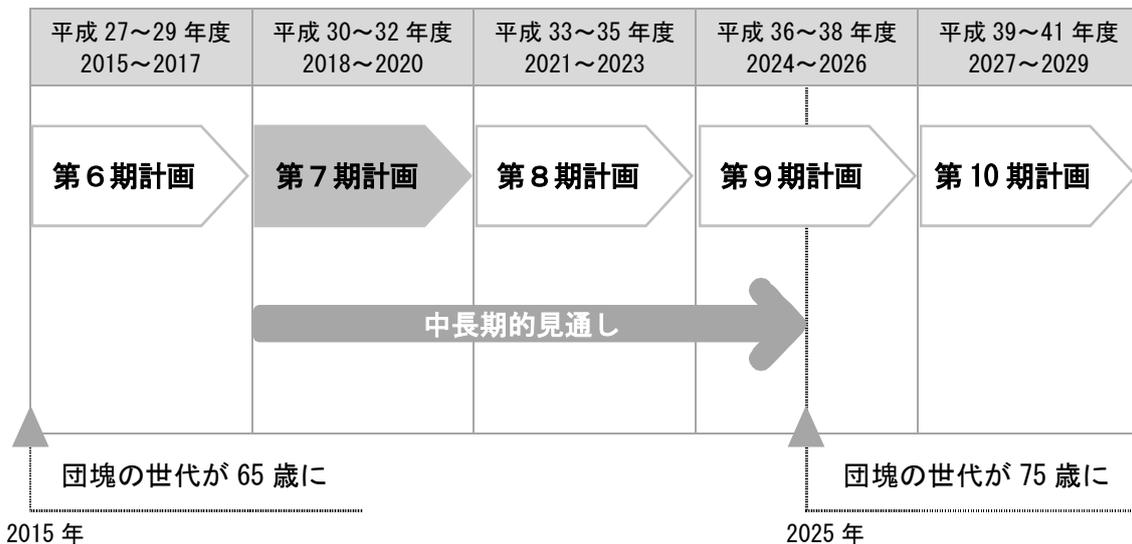


## 2 / 計画の目的と位置付け

- ◇本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業計画」として、平成 27 年度からの「福生市介護保険事業計画（第 6 期）」の運営状況を踏まえ、介護保険事業を円滑に実施・運営することを目的に策定します。
- ◇『福生市総合計画（第 4 期）』の主要計画として策定します。
- ◇そのほか、『地域福祉計画（高齢者福祉計画含む）』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇『第 7 期東京都高齢者保健福祉計画』との整合・連携を図ります。
- ◇この計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）のサービス水準、給付費や保険料水準を見据えて、中長期的な視点に立った施策の方向性を定めるものです。

## 3 / 計画の期間

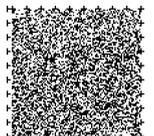
本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、平成 32 年度において見直しを行うことを予定します。



## 4 / 計画の策定過程

計画の策定に当たり、高齢者の生活状況、介護サービスの需要等を把握するため、平成 28 年 12 月に高齢者（65 歳以上の市民）を対象とした生活実態調査を実施しました。

計画の基本的な考え方、内容等については福生市地域福祉推進委員会に諮問し、前述の調査結果、パブリックコメントを基に、9回にわたる福生市地域福祉推進委員会を経て出された答申を踏まえ、本計画は策定されました。



## 5 制度改正の主な内容

第7期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

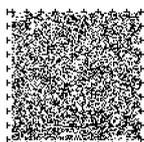
### ◆ 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- ・ 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに制度の持続可能性を確保するためには、地域の実情に応じた高齢者の自立支援や重度化防止の取組を進める必要があることから、区市町村等が保険者機能を発揮して、地域の課題を分析して自立支援・重度化防止に取り組むよう、次の事項が制度化されました。
  - ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）
  - ②適切な指標による実績評価
  - ③インセンティブの付与

##### ※主な法律事項

- ・ 介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
  - ・ 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
  - ・ 都道府県による区市町村支援の規定の整備
  - ・ 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
  - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- ・ 地域包括支援センターの機能強化のため、区市町村による評価の義務付け等の取組が規定されました。また、これらの評価を通じ、必要な人員体制等を明らかにすることで、適切な人員体制の確保を促すこととされています。
  - ・ 居宅サービス事業者の指定に対する保険者の関与強化について規定されました。（小規模多機能型居宅介護等の普及の観点から、地域密着型通所介護が介護保険事業計画で定める見込量に達しているときなど事業所の指定を拒否できる仕組みが導入されました。）
  - ・ 認知症施策の推進について、新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発の推進、介護者への支援、本人及び家族意思の尊重への配慮など）が法に位置付けられました。



## (2) 医療と介護の連携の推進等

- ・ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設することが介護保険法に規定されました。
- ・ 医療・介護の連携に関し、都道府県による区市町村に対する必要な情報の提供その他の支援について規定されました。

## (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りでなく分野をまたがった支援が行われる「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の実現のため、区市町村が包括的な支援体制づくりに努め、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、分野を超えた総合相談支援体制、複合化した地域課題を解決するための体制づくりを推進することとされました。介護保険事業の運営も、これを踏まえて行われることとなります。また、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。
- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるよう、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられました。
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策が強化されました。（業務停止命令の創設、前払い金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直されました。

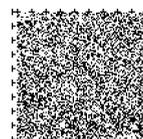
### ◆ 介護保険制度の持続可能性の確保

## (4) 2割負担者のうち特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し

- ・ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担割合が2割の方のうち特に所得の高い層の負担割合が3割とされました。  
【平成 30 年8月施行】

## (5) 介護納付金における総報酬割の導入

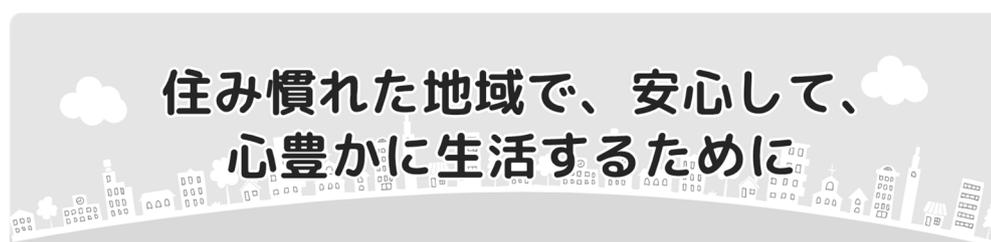
- ・ 第2号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課されており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。これまでは、各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である『加入者の人数に応じて負担』していましたが、これを変更し、医療保険のうち被用者保険（健康保険等）の保険者間では『報酬額に比例した負担』とすることとなりました。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成 29 年8月分より実施】



## 6 計画の基本理念と平成 37 年（2025 年）に向けた目標

本計画においては、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性に基づき、「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を引き続き基本理念として継承し、その実現を図るため、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、計画を推進していきます。

### 【基本理念】



計画を推進していくため、以下の四つを目標に定め、具体的な取組を展開していきます。

目標Ⅰ  
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

目標Ⅱ  
高齢者の暮らしを支える体制の充実

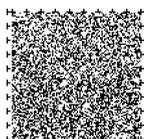
高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービスの提供体制を充実するとともに、支え合いの地域づくりを進めていきます。

目標Ⅲ  
市民参加と利用者の保護

介護保険制度の円滑な事業運営を図るとともに、低所得の方等に配慮した費用軽減を実施します。

目標Ⅳ  
サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供と適切な利用を図ります。

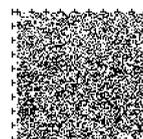


## 7 / 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

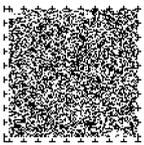
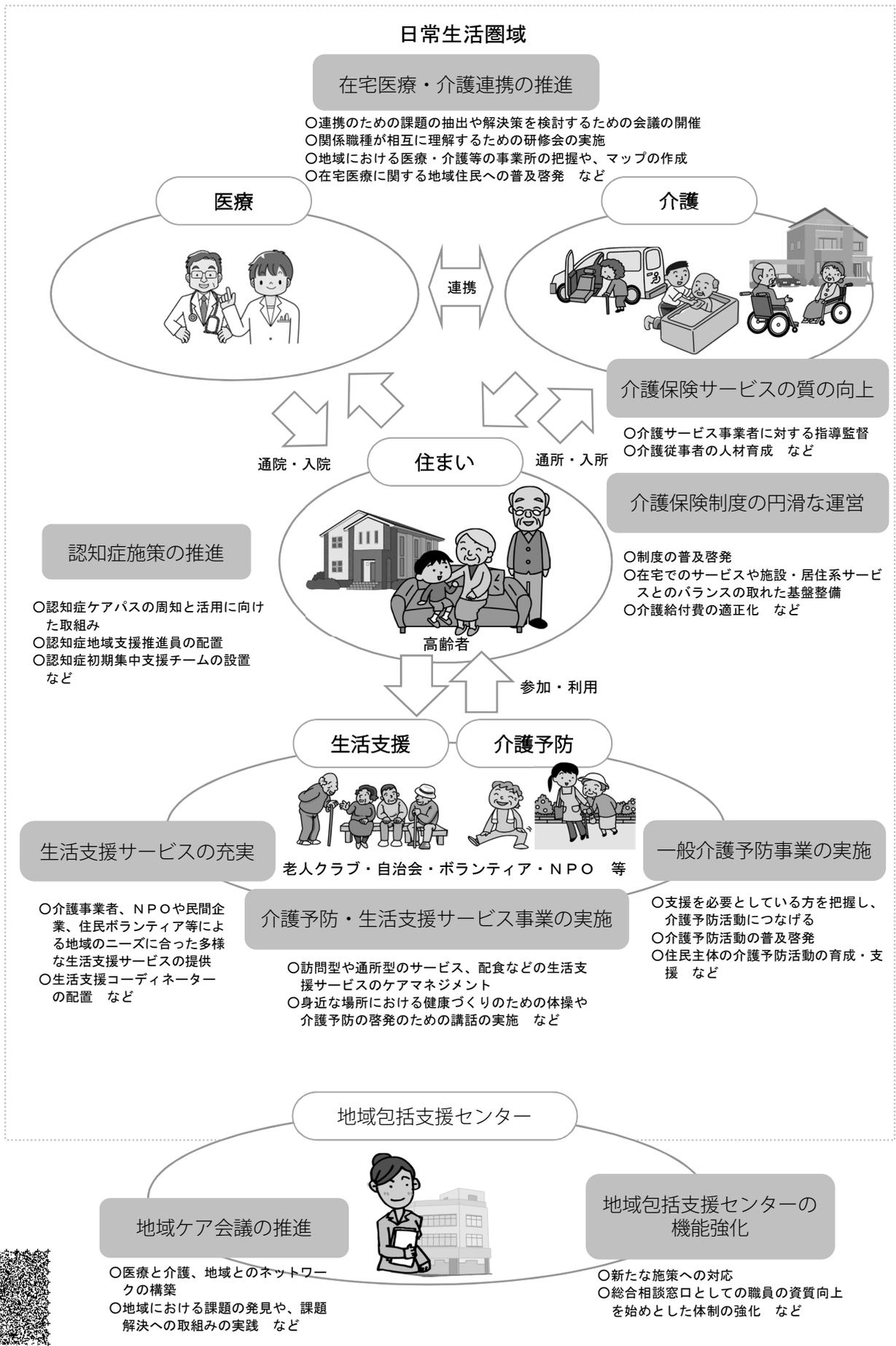
地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。



# 地域包括ケアシステムのイメージ



## 8 第7期介護保険事業計画における市の取組の方向性

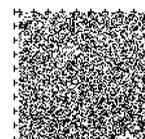
第7期東京都高齢者保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、更に具体的な取組を進める必要があるとされています。このため、本市の実情を踏まえ「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、次の事項に取り組みます。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

- 高齢化の更なる進行と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化と推進を目指します。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されており、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行うため、体制の見直しを検討していきます。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、地域における医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

### (2) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

- 高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体による、地域の支え合いを通じた生活支援や見守り等のサービスの提供体制を充実します。
- 支援の担い手の発掘・養成やそのネットワーク化等を行うコーディネート機能を充実させ、支え合いの地域づくりを進めていきます。
- 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症初期集中支援チームの設置といった認知症を早期発見・診断・対応していく体制の強化など、医療・介護など地域の連携の下で総合的な認知症施策を推進します。



### (3) 市民参加と利用者の保護

---

- 介護保険制度が円滑に実施されるために、市民に信頼される、透明で開かれた事業運営を図るとともに、介護保険制度や各種サービス、相談窓口等の情報提供の充実を図り、必要な支援が必要な時に活用できるよう努めます。
- 低所得の方の負担を軽減するために、保険料多段階設定、公費負担による保険料の軽減や、利用者負担が高額な方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などにより軽減を実施します。

### (4) サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

---

- 高齢化の更なる進行と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図るとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。
- 良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成や支援を行い、介護サービス事業者への指導検査等、サービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

